

の い し き な お と
野一色 直人

法学部 教授

修士(法学、東京大学)/Master of Laws
(法学修士)/東京大学/Case Western
Reserve University School of Law

ホームページ URL

なし

主な研究業績

- 野一色直人「消費税法 30 条 11 項等に係る仕入税額控除の制限をめぐる法的課題」税大ジャーナル 31 号 (2020 年) 73～89 頁、2020 年
- 野一色直人「外国からの徴収補助の要請に係る法的課題」産大法学 54 巻 1 号、1～19 頁、2020 年
- 野一色直人「給与に対する源泉徴収の現状とあり方」税研 209 号、39～44 頁、2020 年
- 野一色直人「国税通則法上の新たな情報照会手続の意義と法的課題」税法学 582 号、67～82 頁、2019 年
- 野一色直人「経済的価値を喪失した株式と譲渡所得の基因となる資産」税研 208 号、83～86 頁、2019 年
- 野一色直人「税務上の国際的情報交換に係る法的課題」国際商取引学会年報 2019 年 第 21 号、230～239 頁、2019 年
- 野一色直人「地方税に係る最近の争訟の概要と特色—行政不服審査会の答申を素材として—」産大法学 53 巻 2 号、75～100 頁、2019 年
- 野一色直人「宿泊税の徴収の方法に係る法的課題—特別徴収義務者をめぐる法的課題を中心に—」共栄法律事務所編「法の理論と実務の交錯—共栄法律事務所創立 20 周年記念論文集」(法律文化社)、470～492 頁、2018 年
- 野一色直人「消費税法上の連帯納付に係る責任の検討の意義と課題—英国において新たに創設された VAT の連帯納付に係る責任等を素材として—」税法学 580 号、63～84 頁、2018 年
- 野一色直人「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税における国外事業者の納税義務に係る法的課題」近畿大学法学 65 巻 3・4 号、269～292 頁、2018 年
- 野一色直人「税法上の新たな情報収集手法の意義と課題」産大法学 511 巻 3・4 号、67～84 頁、2018 年
- 野一色直人「登録国外事業者制度の意義と課題」木村弘之先生古希記念論文集編集委員会編「公法の理論と体系思考」(信山社)、169～187 頁、2017 年
- 野一色直人「仮想通貨の取引に係る消費税法上の非課税措置の意義と課題」税研 194 号、31～35 頁、2017 年

研究テーマ Research theme

国税通則法上の税務手続に係る法的問題及び消費税の課税対象などの法的問題の研究

概要 Overview

研究テーマの 1 つが租税手続法の法的問題の研究です。国税通則法などの租税法上、どのように、納付すべき税額が成立し、確定するのか(そもそも、ここで言う「成立」の意味は、「確定」の意味は何かなど)、また、確定申告書の提出や納付すべき税額の納付が遅れた納税者に対して、どのような場合、一定の金銭的負担である加算税などを求めることができるのか、あるいは、特定の納税者の税額に関する税務署長などの判断(税務署長などの更正処分など)に対して、どのような手続により、不服申立てなどを行うことができるのかなどといった法的問題の研究を行っています。また、他の法制度や外国の制度などを踏まえ、手続法上、検討すべき課題はないのか、新たに設けられた制度の意義などに係る研究も進めています。

さらに、国税通則法が規定している現在の制度の概要などを整理すること、そして、条文を解釈することのみならず、実社会における租税手続法に関する争訟(紛争)の分析や新たに設けられた制度に関する整理などを通じて、国税通則法などの租税法手続法の課題を明らかにし、今後目指すべき租税手続法の方向性を考えるとの研究を進めています。このような研究(検討)を進める上で、例えば、他の法分野や他の学問分野(経済や歴史など)の議論などを踏まえることも意識しています。

別の研究テーマの 1 つが消費税法に係る法的問題の研究です。例えば、インターネットを介したサービスの提供と消費税との関係、仮想通貨に関する消費税の課税関係に係る研究を進めています。前者に関して、電子書籍などを配信する外国の事業者に関して、新たに設けられた登録国外事業者制度の意義を外国の制度と比較しつつ、法的な意義や課題を整理しています。また、後者に関して、仮想通貨の譲渡などに対して消費税を課税するとの最近の法改正について、消費税法上、どのような課題が残されているのかなどの研究を進めています。

応用分野 Application areas

研究内容は、税務上の新たな手続の創設や新たなサービスの検討等に应用することができます。具体的には、地方自治体における新たな税に係る制度の課題の検討、消費税法上の新サービスの取扱いを検討する上で有用です。

また、租税手続法等の研修講師を担当することが可能です(近畿税理士会「法学ゼミナール」(「租税手続法の概要と諸問題」(2016 年 8 月))研修講師等)。

共同研究等へのニーズ Need for joint research

租税手続法や消費税法に関係する分野で、既存の制度の見直しや新たな制度の検討に関して、事業者(事業者団体)や官公庁の方々との共同研究のご提案をお待ちしております。